SEINENHORITSUKA

青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会 Japan Young Lawyers Association Attorneys and Academics Section



〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階 **つ** 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141 青法協H.P http://www.seihokyo.jp

安全保障関連法案=「戦争法案」の問題点	····· 小沢隆一
マイナンバー制度を考える	····· 清水雅彦
大阪市思想調査アンケート国賠勝利判決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····· 宮本亜紀
民主主義が正念場を迎えている	····· 金高 望
高浜原発差し止め仮処分決定とその意義 一川内原発却下決定を乗り越えるために-	海渡雄一
GPS情報を利用した捜査とその規律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	指宿 信
法曹養成問題の新局面⑩	
司法界の現状を見据えて 一今、私たちは何をすべきか―	····· 纐纈和義
ロースクールの実情と法曹養成	
ロースクールでの体験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·大久保修一
検証:「新時代の刑事司法」の背景と実像(第10回)	_
正念場を迎えた刑事司法改革問題	
私の「戦争体験」記〈後編〉	····· 野仲厚治
ノーモア・ベース・フェスにご参加ください 一沖縄の声を、日本中の声に―	山添 拓



あじさいのとき

安全保障関連法案=「戦争法案」の問題点

東京小沢隆一(東京慈恵会医科大学)

六○年安保以来の国民的大闘争を呼びおこしつつし、一五日に国会に提出した。今、この問題は、法案」と新設の「国際平和支援法案」を閣議決定法案」と新設の「国際平和支援法案」を閣議決定の人々の反対の声を押し切って、自衛隊法など既の任何の対の声を押し切って、自衛隊法など既安倍晋三内閣は、二○一五年五月一四日、多く

なく、「戦争法案」と呼ぶにふさわしいものである。 たし、米国などの軍隊による様々な場合での武力 とし、米国などの軍隊による様々な場合での武力 をど、憲法九条が定めた戦争放棄、戦力不保持の など、憲法九条が定めた戦争放棄、戦力不保持の など、憲法九条が定めた戦争放棄、戦力不保持の など、憲法九条が定めた戦争放棄、戦力不保持の など、憲法九条が定めた戦争放棄、戦力不保持の など、憲法九条が定めた戦争放棄、戦力不保持の など、憲法九条が定めた戦争放棄、戦力不保持の など、憲法九条が定めた戦争放棄、戦力不保持の など、「戦争法案」と呼ぶにふさわしいものである。

数々の憲法蹂躙

中で、 こうした一連の政治手法は、国民主権を踏みにじ 安倍首相は、米国上下両院議員の前での演説 米政府と取り交わした。さらに四月二九日には 超える「グローバルな日米同盟」をうたう新たな み重ねられてきた政府解釈を、国会での審議、 本年四月二七日に、現行安保条約の枠組みさえも してしまう暴挙であった。そして、安倍内閣は、 民的議論にも付さずに、一内閣の判断でくつがえ 行使は憲法違反」という六○年以上にわたって積 「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)を、 昨年七月一日の閣議決定は、 法案の「この夏までの成立」を「約束」した。 「集団的自衛権 国 0

義をわきまえないものである。ろにするものであり、憲法に基づく政治、立憲主り、「国権の最高機関」たる国会の審議をないがし

を整備しようというものである。わした内容は、「切れ目のない日米同盟」とも呼べわした内容は、「切れ目のない日米同盟」とも呼べわした内容は、「切れ目のない日米同盟」とも呼べい。と呼んできたが、ガイドラインで取り交

歯止めのない集団的自衛権行使

除するために必要な自衛隊が実施する武力の行る他国」、「存立危機武力攻撃」、この攻撃を「排するが、そのなかでの「我が国と密接な関係にあ機事態」において自衛隊による武力の行使を規定機事態」と武力攻撃事態法の改正は、「存立危

法な侵略戦争に米日が乗り出すことも可能とな のない集団的自衛権行使に道を開き、さらには違 の項目の中で露骨に語っている。これは、 の中に含まれかねない。この点は、ガイドライン : 「日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動. 憲法九条に明白に違反するものである 三国での軍事紛争に米日が介入する場合も、そ 歯止め

使」などの概念は極めて漠然としている。とくに、

題である。 に協力させられることになる。 輸関連の企業などが「指定公共機関」として戦争 方公共団体や指定公共機関にも課すことも重大問 さらに、その際の対処措置を、国だけでなく地 報道機関、 電気・ガス事業、 交通・運

米軍等に対し地球の どこでも戦争協力

現場近くで外国の軍隊に緊密に協力して支援活動 を行うことになる。これは、もはや「外国の武力 の提供」も可能にするなど、結局、 も行われる。また、 際平和支援法案における「協力支援活動」 重要影響事態法案における「後方支援活動」と国 「現に戦闘行為が行われている現場」以外のどこで 他国軍隊に対する自衛隊の支援活動としての、 活動領域について地理的な限定がなく、 従来は禁じられていた「弾薬 自衛隊が戦闘 は、 V

> く う

ける「武器使用」名目の「武力行使」や、いつでも

平時からの米軍などとの同盟軍的活動にお いわば「明示」の集団的自衛権行使だけでな は、 そのような危険な活動に自衛隊を送り出すこと 項が禁ずる「武力の行使」に該当することになる。 なり、そこでの自衛隊の支援活動は、 行使とは一体化しない」という言い逃れは不能と 政治の責任の放棄のそしりを免れない。 憲法九条

四 平時から米軍等と 同盟軍」的関係を構築

路に立たされている。

和主義に合致すると言える。 応すべきものであり、それこそが、憲法九条の平 保は、本来平和的な外交交渉や警察的活動で対 険をはらむ。領域をめぐる紛争や海洋の安全の確 発しかねず、武力の行使までエスカレートする危 国との軍事的緊張を高め、偶発的な武力紛争を誘 想定するものである。このような活動は、 時から事実上の「同盟軍」的な行動をとることを 隊が米軍等と警戒監視活動や軍事演習などで平 る規定を盛り込んでいる。こうした規定は、 の武器等防護のために自衛隊に武器の使用を認め の防衛に資する活動に現に従事している」米軍等 自衛隊法改正案は、「自衛隊と連携して我が国 周辺諸 自衛

> 提にした(そうしなければ不可能な)活動にまで、 援活動など、集団的自衛権の存在を「暗黙」の前 協力する、すなわち「武力行使と一体化」 されるべきものである。 根本的に違反するものであり、すみやかに廃案に こうした「戦争法案」は、その全体が憲法九条に 自衛隊が乗り出していくことを内容としている。 「戦闘現場」になりうる地域での米軍などに緊密に 憲法九条は今、 最大の岐 」した支

声明などにより、 の暴露、 ウソや一九七二年政府見解の「読み替え」の不当性 切りに、 家の取り組みによって廃案に向けての展望が生ま 会内のたたかいと国民の運動、そして私たち法律 は違憲」との陳述、 院憲法審査会での憲法学者三人全員による「法案 を阻止する運動の先頭に立っていることと思う。 六月二日の青法協など法律六団体の院内集会を皮 れつつある。運動をさらに強めていこう。 本紙読者のみなさんは、この危険な法案の成立 三日の憲法研究者声明の発表、 一二日の自民党元幹部ら四名の法案反対 明らかに「潮目」は変わった。 砂川最高裁判決の持ち出しの 四日の衆

このように法案は、「存立危機事態対処」とい

(二〇一五年六月一二日脱稿

マイナンバー制度を考える

神奈川 清水 雅彦 (日本体育大学)

拡大する利用範囲マイナンバー制度導入の経緯と

では、このマイナンバー制度について考えてみたバー(国民共通番号)制度の運用が始まる。本稿

を付け、これが通知され、

来年一月からマイナン

る全ての者に、生涯変わらない一二桁の個人番号

今年(二○一五年)一○月から、住民登録してい

今回のマイナンバー制度の議論は、民主党政権の時に社会保障と税の一体改革論から出てきたものである。この時は、消費税の逆進性対策や給付のである。この時は、消費税の逆進性対策や給付し、政権交代で安倍政権が誕生すると、これら民主党政権の時の構想は白紙となり、まずは番号制度を導入して後から利用内容を追加し、しかも民度を導入して後から利用内容を追加し、しかも民間利用できる制度に組み替えて、二〇一三年にマイナンバー法が成立したのである。

日現在、参議院で審議中)。
日現在、参議院で審議中)。
日現在、参議院で審議中)。

住基ネットとの相違点ーマイナンバー制度と

日)では、住民の個人情報を一元的に管理することころで、違憲訴訟まで行われた住基ネットと 住基ネット訴訟最高裁判決(二〇〇八年三月六 住基ネット訴訟最高裁判決(二〇〇八年三月六 住基ネット訴訟最高裁判決(二〇〇八年三月六 で、両者は大きく異なる。政府に批判的な団体も で、両者は大きく異なる。政府に批判的な団体はこ の事態をきちんと認識しているのであろうか。

で、マイナンバー制度では符号で紐づけることに チングされないから違憲とはされなかった。そこ 日)では、住民の個人情報を一元的に管理するこ とができる機関又は主体が存在せず、データマッ とができる機関又は主体が存在せず、データマッ

利用範囲を拡大するとされていた。しかし、

分野に限定して始め、法律施行後三年を目処に

このマイナンバー制度は、社会保障・税・災害

六月に閣議決定した「世界最先端IT国家創造官

運動が出てこないのも不思議である。ら出ているが、住基ネットの時以上の反対の声やら出ているが、住基ネットの時以上の反対の声やらいでいるが、これで問題のない制度と言えるのであろしたが、これで問題のない制度と言えるのであろ

■ マイナンバー制度のその他問題点

マイナンバー制度は、住基ネットと比べものにならないほどの個人・法人情報が収集され、これら個人・法人が丸裸にされる危険性がある。同様ら個人・法人が丸裸にされる危険性がある。同様の番号制度を既に導入しているアメリカや韓国のように、なりすまし犯罪が起きる可能性もある。は格層の所得が正確に把握されない一方、マイナンバー制度の導入で一般庶民からの税徴収と社会保障費抑制が強化されることになるだけで、これは格差を助長する新自由主義に適合的な制度であることもわかる。

の必要があるとき」は例外として提供を認めていて番号カードの交付が始まるが、多くの人が個人人番号カードを持ち、常時携帯せざるをえない状態番号カードを持ち、常時携帯せざるをえない状態番号カードを持ち、常時携帯せざるをえない状態番号カードの投産しているが、一二号でした個人情報の提供を制限しているが、一二号でした個人情報の提供を制限しているが、一二号でした個人情報の提供を制限して提供を認めている必要があるとき」は例外として提供を認めている必要があるとき」は例外として提供を認めている必要があるとき」は例外として提供を認めている。

がある。
く、公安警察も色々な分野で利用していく可能性く、公安警察も色々な分野で利用していく可能性

■ ではどうするか――般論

今年五月、年金の受給者と加入者の基礎年金を行名などの個人情報約一二五万件が流出しきである。このまま開始すれば、対応が間に合わきである。このまま開始すれば、対応が間に合わさい法人を中心に混乱が生じる可能性もある。もろん私は、制度そのものの廃止を求める立場である。

ただ、予定通り運用が開始されたらどうするである。

そして人間としての生き方さらに問われる個人、

の生き方を追求してほしいと思っている。すなわあろう個人に、現代社会の中での強い個人としておらに、私は青法協会員のような意識の高いで

とができるかということである。とができるかということである。 とができるかということである。 とができるかということである。

現代社会において完全に監視・管理から逃れることは無理であるが、私自身は携帯電話の電源はにとんど切っており、スーパー等のポイントカードも鉄道会社の非接触型ICカード、ETCも使わない。「家畜を管理するみたいに人間を管理するシステム」(東浩紀・大澤真幸)の中で、「動物的」に生きたくないからである。

番号管理から住民を守る』(自治体研究社、二〇一【参考文献】 白石孝・清水雅彦『マイナンバー制度



5 国賠勝利判決

大阪 宮本 亜紀

大阪地裁勝利判決

1

本年三月三〇日、大阪地裁前に、「勝訴」「橋下市長を断罪!」「思想調査アンケートは違法!」との旗が並び、原告団・弁護団・支援者の笑顔が春の青空に映えました。マスメディアはこの判決も含めて、「橋下市長、対労組の訴訟で一審『全敗』」合めて、「橋下市長、対労組の訴訟で一審『全敗』」合めて、「橋下市長、対労組の訴訟で一審『全敗』」合めて、「橋下市長、対労組の訴訟で一審『全敗』」合めて、「橋下市長、対労組の訴訟で一審『全敗』」合めて、「橋下市長、対労組の訴訟で一審『全敗』」合めて、「橋下市長、対労組の訴訟で一審『全敗』」合いて、職力の行使であるとして、職力の行使であるとして、職力の大阪市に対し、原告五九名全員に慰謝料(一人あたり六〇〇〇円、合計五四万円)の支払いを命じたり六〇〇〇円、合計五四万円)の支払いを命じたり六〇〇〇円、合計五四万円)の支払いを命じたり六〇〇〇円、合計五四万円)の支払いを命じたり六〇〇〇円、合計五四万円)の支払いを命じたり六〇〇〇円、合計五四万円)の支払いを命じたり六〇〇〇円、合計五四万円)の支払いを命じています。

るものでした。

判決は前提として、アンケート調査が橋下市長による労働組合「適正化」政策の一部として行われたが、アンケートの必要性は乏しいものであったとし、漫然と組合活動一般について質問を行うことは広範に過ぎるとしました。特に、橋下市長直とは広範に過ぎるとしました。特に、橋下市長直とは広範に過ぎるとしました。特に、橋下市長直の「膿を出し切る」とし、圧竜の調査ではなく、正確な回答がなされない場合に懲戒処分に言く、正確な回答がなされない場合に懲戒処分に言く、正確な回答がなされない場合に懲戒処分に言いない。

え、労働組合を弱体化させるものであったとし帯」という質問項目については、職員に動揺を与れのみ任意回答)、誘われた場所、誘われた時間の組合が行う労働条件に関する組合活動に参加の組合が行う労働条件に関する組合活動に参加の組合が行う労働条件に関する組合活動に参加の組合が行う労働条件に関する組合活動に参加の組合が行う労働条件に関するものであったとし



6

の他、 プライバシー権侵害を認めました。 報カード)の配布や受領に関する質問について、 介カード ついて、労働基本権侵害を認め、Q9いわゆる紹 正に使用されていると思うか否か)を問う質問に 21組合費に関してどう使われているかの認識(適 だとして、プライバシー権侵害を認めました。 示されることが予定されるものではないとし、他 ない私生活上の事実であって、使用者に対して開 間帯」という質問項目については、職務と関連し 参加したことがありますか。活動内容、 せたり、街頭演説を聴いたりする活動も含む。)に る活動(求めに応じて、知り合いの住所等を知ら 人に知られることで私生活上の平穏を害する情報 (これのみ任意回答)、誘われた場所、 あなたは、この二年間、 労働基本権侵害を認めました。また、 Q16労働組合加入の有無を問う質問とQ (特定政治家応援のための知人・親戚情 特定の政治家を応援す 誘われた時 誘った人 Q 7 そ

ました。 さらに判決は、国賠法上の違法性について、 ごうるものでないことはいうまでもなく、その 発出に際し、職員に違法行為をさせたり、職員の 発出に際し、職員に違法行為をさせたり、職員の を出に際し、職員に違法行為をさせたり、職員の を出に際し、職員に違法行為をさせたり、職員の を別を侵害することがないようにする職務上の注 を別し、職員に違法行為をさせたり、職員の と言い切り

2 判決の意義

なかったのです。 を失い家族を路頭に迷わせることも覚悟させられ を極め、 ました。選挙で勝ったという「民意」を盾に横暴 いただくことも可能です」との注意書きまであり た人の名前は任意回答でも、 をたたみ込んで来たアンケートです。自分を誘っ 以後は、前記のような内心に土足で踏み込む質問 職種・職員区分を記載しなければならず、Q6 後、Q1~Q5で、氏名・職員番号・所属部署 との判決に喜びましたが、 たのです。そのような苦しみが、一人五〇〇〇円 免職、クビ」まで想像させられました。生活の糧 末尾に記載した通報窓口に無記名で情報提供して しました。実際に、前記内容の市長メッセージの (プラス一○○○円は弁護士費用) としか評価され 原告団は、違法な職務命令には従わなくて良い 「処分の対象」との記載には、最悪「懲戒 損害額の低さには落胆 「誘った人の氏名は

「職場における自由な人間関係を形成する自由」だ害を認めませんでした。また、原告は、人格権を害、参加強制するものではない」との認定で、侵害、参加強制するものではない」との認定で、侵害を認めませんでした。また、原告主張の思想良心の自由、政治活動のまた、原告主張の思想良心の自由、政治活動の

と切られました。弁護団は、訴訟指揮の経過から、と切られました。弁護団は、訴訟指揮の経過から、と切られました。弁護団は、訴訟指揮の経過から、たいした侵害ではないとの結論に陥ることもは、たいした侵害ではないとの結論に陥ることもは、たいした侵害ではないとの結論に陥ることもな分析がされませんでした。憲法学者の先生二人から意見書もいただきましたが、これほど内心にから意見書もいただきましたが、これほど内心にから意見書もいただきましたが、これほど内心にから意見書もいただきましたが、本者にできるのはナチス・ドイツが行った思想調査ぐらいではないかチス・ドイツが行った思想調査ぐらいではないかチス・ドイツが行った思想調査ぐらいではないかちませんでした。

3 控訴審に向けて

現在、原告側も附帯控訴を準備しています。 です。大阪では、いわゆる大阪都構想(大阪市廃です。大阪では、いわゆる大阪都構想(大阪市廃の判決を市民に広く知らしめようと、控訴するの税金をさらに使って四月一〇日に控訴した勝利判決の税金をさらに使って四月一〇日に控訴した勝利判決の税金をさらに使って四月一〇日に控訴した勝利判決

た。橋下大阪府知事誕生から八年近く、経済的に日の記者会見で「政治家を辞める」と明言しまし率の中で反対派が勝利しました。橋下市長は当養成・反対が拮抗しながらも、六六%の高い投票は、五月一七日、大阪市廃止・解体の住民投票は、

民もこれで良いのか考えた結果が表れたと思いまも分断を持ち込んでかき回されましたが、大阪市市民」の構図を作り出して敵対させ、市民同士に

低迷する大阪市の中に、「既得権益の公務員VS

めに、自治体労働者の誇りをかけて原告方は頑張ました。そして、大阪市民の生活や利益を守るたていましたが、住民投票結果には希望を見いだせす。私は、劇場型に惑わされる大阪市民に落胆し

訟の意義を思い返すことができました。って来たことを改めて思い、この思想調査国賠訴

たします。 控訴審も引き続き、ご支援をよろしくお願いい



(刑事特別法一二条二項)。

(刑事特別法違反の被疑事実により逮捕されたで、刑事特別法違反の被疑事実により逮捕された間後、二人は名護署に引き渡され、名護署におい間後、二人は基地内に連れ込まれ、そこで米

たわけでもない。これまで普通に行き来できていたわけでもない。また、警告されて退去しなかったわけでもない。また、警告されて退去しなかったりに行き来できる場所だった。逮捕された二人は、に行き来できる場所だった。

いになって倒れたところを、米軍のセキュリティ

理筋だ。 ・ な二人を、刑事特別法で検挙するのは、極めて無 たゲート前のライン付近にいただけだ。このよう

だ、米軍のセキュリティが、何度か山城議長を拘然部次長から沖縄の保守系市民に流出し、悪質なが発生した。この映像によると、確かに、山城議が発生した。この映像によると、確かに、山城議が発生した。この映像によると、確かに、山城議を加えてネット上に公開されるという出来事が発生した。この映像が在沖縄米国海兵隊外交政、米軍のセキュリティが、何度か山城議長の行動については、

拘束であった。 が分かる。 ときは、 い)。そして、実際に山城議長が拘束されたその 束しようとしている (普段、このような行動はな ライン付近から下がらせようとしていた様子 山城議長がライン付近で、 明らかに山城議長を狙い撃ちした身体 市民をなだ

より、

カヌーに乗って抗議活動をする市民が怪我

通算すると約三五時間、 釈放されたが、米軍セキュリティによる拘束から 引き渡された県警が、唯々諾々と米軍に従い、二 撃ちとしか考えられない。また、米軍から二人を 長を突然拘束した。運動の萎縮を目的とした狙い 人の逮捕手続きを取ったことも許しがたい。 この日このタイミングで、現場のリーダー山城議 -ト前で、県民集会が予定されていた。 この日は、 検察庁送致後、 午後一時から、キャンプシュワブゲ 無用な身体拘束を受けた。 勾留請求されることなく 米軍は、 結局、

いて抗議行動はより活発になり、警察や海上保安 開始した。それにあわせて、陸上・海上双方にお 衛局は、二○一五年八月から、ボーリング調査を 庁による弾圧も激しさを増している ○一四年 | 二月に仲井眞前沖縄県知事が辺 野古の公有水面埋立申請を承認し、 沖縄防

記の二名を含めて、四件五名(内訳:暴行一件一名) 本稿を執筆している二〇一五年五月一六日現在ま キャンプシュワブゲート前での逮捕者は、 前

出させている海上保安庁の活動は常軌を逸してお

動を弾圧している状況である。

特に、

怪我人を続

ち二件については不起訴処分が確定している。 に釈放されるか、勾留請求が却下されており、 に及ぶ。いずれも、 公務執行妨害二件二名、 海上では、 海上保安官の過剰な取り締まりに 検察庁送致後、 刑事特別法違反一件二名 勾留請求せず

いての会長声明」を発している。 た。二〇一五年三月一一日には、 か、 じている。これまでに、 をしたり、船舶が転覆させられるなどの被害が牛 員暴行陵虐致傷罪による刑事告訴を四件行ったほ 「辺野古における海上保安庁による警備活動につ 船舶転覆罪・同未遂罪による刑事告訴も行っ 市民の側から、 沖縄弁護士会が 特別公務

Ļ して「気持ちとは裏腹に罵声を浴びせられ、 応を超え、県民同士の対立をあおる行為」と指摘 組合は、当局に対し、「『道路管理者』としての対 事態となっている。沖縄総合事務局開発建設労働 た上、職員が二四時間体制でパトロールする異常 が、市民らに対しテント等を撤去するよう指示し ワブゲート前の国道を管理する沖縄総合事務局 や気持ちが落ち着かない状況だ」と訴えている さらに、二〇一五年二月からは、 現場に派遣されている職員も県民の一人だと 日本国政府と米軍が総掛かりで、 キャンプシュ 渾

> り、 かねない。 このままでは市民の中に深刻な被害者が生じ

議院選挙と、この年に行われた全ての選挙におい 層重要度を増している かわらず、国は、辺野古への移設作業を強行して していない今、現場での表現・抗議活動はより いる。沖縄において選挙を通じた民主主義が機能 辺野古拒否の明確な民意が示された。にもか , ○一四年一月の名護市 一一月の沖縄県知事選、 長選、 九月の名護 一二月の衆 市

言ではあるまい 「民主主義が正念場を迎えている」と言っても、

青法協メーリングリストへの 登録を呼びかけます

青法協ネットは、登録していただいた方に、青法 協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・ 司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各 支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反 映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp) まで、アドレスをお送り下さい。

同浜原発差し止め仮処分決定とその意思

-川内原発却下決定を乗り越えるために-

東京海海渡。雄一

福島事故を繰り返して良いのか

を下した(以下「前田決定」という)。 運転差し止めを求めた住民の申立を却下する命令 選転差し止めを求めた住民の申立を却下する命令 という)。続いて、鹿児島地裁(前田郁勝裁判定」という)。続いて、鹿児島地裁(前田郁勝裁判定」という)。続いて、鹿児島地裁(前田郁勝裁判定」という)。

を選択し、再稼働を現実に止める戦術を取ってい続だけでなく、即時に執行力を生ずる仮処分手続って確定しなければ再稼働を止められない本訴手み、再稼働が迫る中で、勝訴しても最高裁まで争み、再稼働が追る中で、勝訴しても最高裁まで争

勝一敗となった。。四月に二つの決定が相次いで出され、結果は、

て平均像を用いた検討を行うことは相当であり、た。前田決定も、実際の地震動が平均像からどれた。前田決定も、実際の地震動が平均像からどれだけかい離しているかを考慮することは望ましいだけかい離しているかを考慮することは望ましいだけかい離しているかを考慮することは望ましいだけかい離しているかを考慮することは相当であり、定方法を改めない規制委員会のやり方を追認した。前田決定は、基準地震動の想

なパとした。 新規制基準の不合理性を基礎付けることにはなら

起こらないようにするため、 てはならないことと考えるか、たまにはそのよう 事故のような重大事故の再発を万が一にも起こし 稼働を認めるという立場に立っている。 せる」とし、規制基準に高度の安全性を求めてい 重大な危害を及ぼす等の深刻な災害が万が一にも 該原子炉施設の従業員や周辺住民の生命、身体に 的なものでなければならないが、その趣旨は、 な事故が発生することも致し方のないことと考え 会通念上容認できる程度にまで下げられれば、再 る。これに対して前田決定は、事故の可能性を社 られるが、樋口決定は、「新規制基準自体も合理 構造及び設備の安全性につき、十分な審査を行わ 二つの決定が結論を分けた理由はいくつか考え 原子炉施設の位置 福島原発

るかの違いがある。

規制基準のとらえ方の違い

くものであると結論づけた。 策がとられていないので新規制基準は合理性を欠 認められている、ことなどを指摘し、これらの対 的猶予が与えられ、 震重要棟の設置が必要なのに、整備のための時間 震性及び放射性物質に対する防御機能が高い免 済み核燃料プールに係る計測装置をSクラスにす ルの冷却設備の耐震性をSクラスにする、 を堅固な施設で囲い込む、④使用済み核燃料プー うに耐震性をSクラスにする、③使用済み核燃料 主給水の双方について基準地震動に耐えられるよ じた根本的な耐震工事を実施する、②外部電源と 見直し、基準地震動を大幅に引き上げ、それに応 述べている。そして、 やかにすぎ、新規制基準は合理性を欠くと明確に ている。樋口決定は、このような新規制基準は緩 規制委員会の基準のとらえ方が根本的に異なっ ⑥中央制御室へ放射性物質が及ぶ危険性は耐 免震重要棟なしでの再稼働が ①基準地震動の策定基準を ⑤使用

包している。 らすれば、 規制委員会にこそ向けられたもので、その論理か この樋口決定は、関西電力だけでなく、 全国の原発の再稼働を止める論理を内 原子力

> ば、 とはできず、その破局噴火が襲う可能性があれ 原発を襲ったときにはこれに耐える設計をするこ が大きな争点となった。 立地は不適のはずである。 川内原発では火山の破局噴火のリスク カルデラ噴火で火砕流が

九州電力は仮に火砕流噴火が起きるとしても、

げていた。 グマの供給で地表が隆起したとする論文などをあ としてギリシャの火山学者ドルイットのミノア噴 めてから五年はかかります)と主張し、その根拠 事前に予知でき、使用済み燃料を危険のない箇所 火に関する論文で、破局噴火の前数十年前からマ に運び出すことができる(運び出すには原発を止

に欠落しているのだ。 発事故を起こしてはならないという姿勢が根本的 根拠にリスクは避けられるとしている。 噴火の予知を行うという規制委員会の言明などを だまりの状況をモニターできる、ハズレも覚悟で 民の主張を認めていた。にもかかわらず、マグマ 火のどれくらい前から把握が可能であるかといっ のようなものがあるかという点や、前兆現象が噴 いるとはいえない。」とし、この点に関する限り住 していないため、現時点において知見が確立して た点については、 前田決定も、 「破局的噴火の前兆現象としてど 火山学が破局的噴火を未だ経験 深刻な原

\Diamond 市民の支えがあれば、 可法は生きる

うした安全性のレベルを基に」判断すべきことと 意が形成されたと認められる場合においては、 立ち得ないものではない。」「今後、原子炉施設に を移す。 住民たちは、五月七日にこの決定に抗告を申し立 きない。この決定を守り抜くことこそが、私たち 樋口決定が生きている限り、高浜原発は再稼働で 申立がなされ、 る裁判所の決定を引き出し、司法を生かすために い安全性を求める樋口決定こそが、あらたな「社 いるのだ。福島原発事故を繰り返さず、原発の高 なるとしている。自らの却下理由を自己否定して ついて更に厳しい安全性を求めるという社会的合 てた。今後の闘いは福岡高裁の宮崎支部に舞台 の闘いの第一の課題である。川内原発については、 会的合意」となっているといえる。再稼働を止め の安全性を審査すべきであるという考え方も成り が主張するように更に厳しい基準で原子炉施設 高浜原発については、関西電力から保全異議の 何よりも市民の支持が必要だ。 前田決定は、その結論において、 福井地裁で審理が始まっている。 住民ら

脱原発弁護団全国連絡会議 共同代表 は

GPS情報を利用した捜査とその規律

成城大学 指宿 信

事裁判がおこされている。

本稿は、わが国で最初にGPSを利用した捜査的な長期の位置情報取得捜査には立法的手当てが的な長期の位置情報取得捜査には立法的手当てが必要であると主張する。

通信に関わる位置情報とその利用

が割り出される。通信とは異なり、GPSを単独 特帯電話などの通信移動端末を使っている場 を無線LANを利用している場合にその中継位置 特度は三〇〇mほどである。第二はGPSに基づ く位置情報で、精度が高ければ誤差数メートル く位置情報で、精度が高ければ誤差数メートル は置きわれる。第三はWiFi位置情報で、公 を無線LANを利用している場合にその中継位置 を無線しるNを利用している場合にその中継位置

にち広く普及している。サービス (例:地図アプリ、カーナビなど) もこんなど) あるいは他の製品と組み合わせて利用する(例:子供見守りサービス、徘徊者発見サービス

サービスも提供されている。おり、そうした情報をコンピュータに記録させるだけでなく、移動体のルート追跡も可能となってだけでなく、移動体のルート追跡も可能となって

GPS情報取得捜査

断でGPS発信装置を捜査対象者の車両に取り付

けてその行動確認をおこなっていたことが明らか

刑事裁判でその適法性が争われたり、

事ならびに拙論参照【※1】)。他方で、

警察が無

知不要へと変更する方針を明らかにした(後記記

なっていたのを改め、ガイドラインを改訂して告合に令状に基づいて携帯利用者に事前告知をおこため携帯電話のGPS情報を取得しようとする場

ことし四月、総務省は、

これまで警察が捜査の

はじめに

以前から、捜査機関が位置情報を携帯電話会社から取得する場合には(基地局情報であれ、携帯GPSであれ)、検証許可状を取得して実施さは総務省のガイドラインで利用者への事前告知が定められていた。他方で、GPS発信装置の取り定められていた。他方で、GPS発信装置の取り定められていた。他方で、GPS発信装置の取り定められていた。他方で、GPS発信装置の取り定められていた。他方で、GPS発信装置の取り定められていたと解して令状なく実施しており、二〇〇六年には過達によってその利用法が内部的に定められてい通達によってその利用法が内部的に定められてい

捜査機関に事後的な告知や報告を義務づけていた聴である。一九九九年に制定された通信傍受法がない。こうした「情報取得」型捜査の典型例は盗ない。こうした「情報取得」型捜査の典型例は盗ない。こうした「情報取得」 型捜査の典型例は盗に 事後的にも知る機会は 位置情報取得目的で発信器を車両等に装着さ

いて劣るものだろうか。プライバシーや通信の秘密より憲法上の価値におい。では、位置情報の取得は通信傍受が侵害するのも、そうした特徴を備えていたからに他ならなのも、そうした特徴を備えていたからに他ならな

GPS取得捜査の法的位置づけ□GPS情報の特徴と

位置づける論者が筆者以外にも現れ始めた。 別決を紹介しながらGPS利用捜査を強制処分と 関合には令状が必要で、無令状でおこなえば修正 場合には令状が必要で、無令状でおこなえば修正 場合には令状が必要で、無令状でおこなえば修正

他方で、任意処分説に立つ論者は、車両GPS情報を取得することは公道上で車両を目視することや捜査官の尾行と同視できるのだからプライバシー侵害の程度は低いと考えている。今年一月、シー侵害の程度は低いと考えている。今年一月、がが、位置情報とはそうした定点的、一過性のだが、位置情報とはそうした定点的、一過性のだが、位置情報とはそうした定点的、車両GPS

す期間中全ての行動履歴が把握される。第二に、報取得の自動性で、人間に替わりバッテリーの許報の特異性を次のように指摘している。第一に情見書を提出していた学者グループでは、GPS情見書を提出していた学者グループでは、GPS情

集記録されてしまう。
蓄積で、目視や尾行では不可能な膨大な記録が収も把握される。第三に、取得された情報の規模とも把握される情報の性質で、単に公道上の移動だけ取得される情報の性質で、単に公道上の移動だけ

こうした情報技術の発展が米国最高裁の判断を としたプライバシーの侵害が考慮されるようにな
巻七号八六八頁)。日本でも新たな技術革新に照
巻七号八六八頁)。日本でも新たな技術革新に照
巻七号八六八頁)。日本でも新たな技術革新に照
らしたプライバシーの侵害が考慮されるようにな
らしたプライバシーの侵害が考慮されるようにな
ってきている。

うな考え方を採用したものである。【※3】 初めて大阪地裁で示されているが、これはこのよ取り付けに検証処分許可状を要するという判断が取り付けに検証処分許可状を要するという判断が

口 おわりに

は学界でも強制処分説や立法必要論が有力【※4】 は事前抑制のみならず記録の規模や性質に照らしは事前抑制のみならず記録の規模や性質に照らしは事前抑制のみならず記録の規模や性質に照らしは事前抑制のみならず記録の規模や性質に照らしば事前抑制のみならず記録の規模や性質に照らしば事者は、捜査機関がGPS情報を取得する際に

動だけだ。

この五月に開催された刑法学会で「監視型捜査 でいるの学習や弁護活動が在野法曹に求められた「高度監視社会」の到来は目前である。こうした「高度監視社会」の到来は目前である。こうした「高度監視社会」の到来は目前である。こうした「高度監視社会」の到来は目前である。こうした「高度監視社会」の到来は目前である。こうした「高度監視社会」の到来は目前である。

日掲載 【※1】「GPS情報を犯罪捜査に使いやすく 総 とで手当を」朝日新聞私の視点二○一五年五月一四 西月一七日記事、拙稿「GPS情報 捜査利用立 の規二○一五年 の規二○一五年 の規二○一五年 の規二○一五年 の規二○一五年 の規二○一五年 の規二○一五年 の規二○一五年 の規二○一五年

五頁 (成文堂、二○○七) 一八五頁 ○○六年七月号、「ハイテク機器を利用した追尾監視型捜査―ビデオ監視とGPSモニタリングを監視型捜査―ビデオ監視とGPSモニタリングを

律時報八七巻五号七〇頁(二〇一五年五月号) 【※4】小特集「強制・任意・プライヴァシー― 【※4】小特集「強制・任意・プライヴァシー― 採用せず」朝日新聞二〇一五年六月五日掲載 採用せず」朝日新聞二〇一五年六月五日掲載

〈シリーズ 「法曹養成問題の新局面」⑩〉

頭狀念 الألجا

私たちは何をすべきか

纐纈 和義 愛知県弁護士会

就職難の現況

1

が担った立場上も言うべき義務があると思い、

ではないかとの危惧を抱く。

だからこそ、

今、

私 筀

ていていい筈はない。

司法界が崩壊してしまうの

激減という状況に直面している。このまま放置し

法曹界は今、弁護士の就職難及び法曹志願者の

を執った。

数は激増している。 ているからである。 が生じるかと言えば、 ってきた。深刻な就職難と言えよう。 括登録日における多数の未登録者や、 弁護士の世界は構造的不況である。だからこそ弁 (1)ケータイ弁などはいわば当たり前の状況にな 新人弁護士の就職難は言われて久しい。 需要が減少する一方、 つまるところ、 需給のアンバランスが生じ 弁護士過剰 何故就職難 ノキ弁、 弁護士 即

である。

近くの人が、年収四〇〇万円未満では誠に悲し 法科大学院や修習時代に背負った借金の返済

時間と金を掛けて弁護士になった三分の

も覚束無いだろう。言うまでもなく、

弁護士の

あるが、果たしてそうか。誠に皮相的と評すべき 護士の所得状況は「悪くない」と言いたいようで 回っているといえる、と述べている。だから、 以上の者が、前記大学・大学院卒の人の年収を上 と、大学・大学院卒の二五歳~二九歳の人の年収 告書は、 八・七%、二〇〇万円未満七・二%であり、 未満一五・四%、二〇〇万円以上三〇〇万円未満 %) である。しかし、三〇〇万円以上四〇〇万円 %)、次いで五〇〇万円以上六〇〇万円未満 (一九 央値は約四八四万円である。四〇〇万円以上五 を物語っている。報告書一六二頁によれば、 曹養成制度改革推進室が作成した平成二七年 の区分よりも上の者が六八・七%おり、三分の二 の年収を上回る「四〇〇万円以上五〇〇万円未満 ○万円未満の者は、合計三一・三%存在する。 ○○万円未満と回答した者が最も多く(二二・一 護士の所得状況も年々悪化の一途をたどっている。 月一六日付の法曹人口調査報告書が、現状の一端 四一六万九二〇〇円となっていると述べ、こ 六六期の年額所得の平均は約五〇〇万円、 弁護士の所得状況については、 平成二六年賃金構造基本統計調査による 内閣官房法

まで喰うことはでき、恵まれていたと言えよう。 護士自治があればこそと思う。結果的には、 いこと、やりたいことも比較的自由にできた。 法曹生活四〇年とすれば、最終盤である。言いた 止違憲訴訟の名古屋地区弁護団長を務めている。

現在

副会長を経験させていただいた。現在、 平成二四年度には、愛知県弁護士会会長、

給費制廃

日弁連

私は三二期、

弁護士として既に三六年経過した。

はじめに

が倫理の低下をもたらすのは必然である。 という状況になる【※1】。このような経済的状況 け、多くの弁護士が事務所を持てない、喰えない 所得は年々下がり続けてきたし、今後も下がり続 所得も更に落ち込むのである。つまり、弁護士の の先、新人弁護士の所得は勿論、 いる」(同報告書一六二、一六七頁) 状況にある。 そ ○七万円に、中央値、平均値ともにほぼ半減して から六〇〇万円に、平均値は一七四八万円から九 護士が増加し」「平成一八年から平成二六年にかけ 得額の割合が減り、一〇〇〇万円未満の所得の弁 成二六年に至るまで、一〇〇〇万円以上の申告所 原因は、繰り返しになるが、弁護士過剰であ 今のままでは弁護士数は年々増加し続け、こ 弁護士の申告所得額の中央値は一二〇〇万円 「弁護士全体について、平成一八年以降、 弁護士全体の 平

2 法曹志願者の激減状況

(1) 五月二二日の新聞各紙は、法科大学院五四で、いずれにしろ、適正試験志願者、法科大学院五四で験を考えれば実は、四〇〇〇人以下と推定されて報じた。法科大学院の入学志願者の実数は複数に報じた。法科大学院の入学志願者の実数は複数に報じた。法科大学院の入学志願者の実数は複数に報じた。法科大学院の入学志願者の実数は複数に報じた。法科大学院五四の受験を考えれば実は、四〇〇〇人以下と推定されている。いずれにしろ、適正試験志願者、法科大学院五四の、いずれにしろ、適正試験志願者、法科大学院五四の、いずれにしろ、適正試験志願者、法科大学院五四の、いずれにしろ、適正試験志願者、法科大学院五四の、いずれにしろ、適正試験志願者、法科大学院五四の、

大となった。 大学院入学者のいずれも年々大幅 大となった。 大学院入学者のいずれも年々大幅

世界は年々昇給がある世界ではない。そればかり

(2) 法曹志願者減少の原因として、合格率の低迷を挙げる向きがある。しかし、本気でそのように考えているのか、私は甚だ疑問に思う。合格率の低迷が原因などである筈がない。今更言うまでもないが、旧試験時代は、優に三万人~五万人の受験者がいた。確かに滞留者も多く存在したものの、合格率は二~三%であったのであり、二五のの、合格率は二~三%であったのであり、二五のの、合格率をもって、合格率が低いといえるものではない。本紙で向原先生も指摘されるように、私は、コストパフォーマンスが悪すぎることが第一の原因と考えている【※2】。

から足を遠ざけても誠に無理からぬことである。に収入が見合わない。多くの優秀な若者が、法曹界い、所得状況は前述したとおり悪いでは全くコストい、所得状況は前述したとおり悪いでは全くコストは科大学院に時間と金を掛けて通い、司法試験

3 法曹人口の在り方について

日法曹人口の在り方について検討結果取りまと内閣官房法曹養成制度改革推進室は、五月二

ず、今後更に弁護士を毎年一〇〇〇人以上増加さ なる。 としても、二〇二〇年には弁護士は現在より更に の分析とそれに対する適切な処方箋になっていな 曹志願者の激減という状況についての的確な原因 に危機感、 いる。 制度改革顧問会議に提出した。取りまとめ案は、 あくまでも法科大学院を法曹養成制度の中核とし せるという提言になっている。また、この案は、 五○○○人増加し、将来は六万三○○○人程度に いからである。今年から合格者を毎年一五〇〇人 成制度改革推進会議で決定となる予定である。 五〇〇人程度は輩出されるようにすべきだとして な取組を進め、さらにはこれにとどまることな しても、一五〇〇人程度は輩出されるよう、 め案(以下「取りまとめ案」という)を、 をそのまま維持しようとしている。 て位置づけ、法曹資格取得に掛かる高コスト体制 く、……」と述べ、司法試験合格者を最低でも 「当面、これ (一八○○人) より規模が縮小すると 何故なら、弁護士過剰、 現状で既に弁護士過剰であるにもかかわら 取りまとめ案が、七月一五日までに法曹養 緊張感に欠ける案と言わざるを得な 深刻な就職難と法 法曹養成 必要

最後に

4

い。弁護士過剰であるから、弁護士の所得が減り今こそ思い切った対策を講じなければならな

直ちに一○○○人以下とすべきである。併せて法 事も増加し続けることになる。司法試験合格者を かけなければ、弁護士の職の魅力が低下し、不祥 続けている。増加し続ける弁護士人口に歯止めを

の世界は沈没することになるであろう。 らない。さもなければ弁護士界のみならず、 制を復活させて、コスト削減策を講じなければな 科大学院制度(受験要件の撤廃)を廃止し、 司法

、給費 鈴木秀幸著一四頁以下 【※1】「青年法律家」二〇一五年二月二五日発行

【※2】 拙稿 「法律時報」二〇一四年八月号一一頁以

下参照



1 はじめに

ていただきます。 きましたので、自身の経験を踏まえて述べさせ 制度について意見を述べる貴重な機会をいただ 京支部に所属しております。今回、 私は、六七期司法修習を修了し、 現在、 法曹養成 東

太郎の役を勝ち取った(?)そうです。

2 法律家を目指した経緯

い頃の話を一つさせていただきます。 幼稚園の発表会において、みんなで鬼の役 突然ですが、親から最近聞かされた私の幼

> 困らせ、自分ひとりだけ正義の味方として桃 などと泣きながら主張し続けて周りの大人を みんなが一生懸命鬼のお面を作るなか、私は、 をやることになったことがありました。そこで 悪い鬼になんか、僕は絶対になりたくない!

ある弁護士になりたいという憧れを抱いていた になりました。当時は、 私は、弁護士であった父を見て育ったため 幼い頃から、自然と弁護士に憧れるよう ただ、正義の味方で

私の父は、私が高校一年生のときに急逝しま

入学しました。 学の法学部を経て、同じ大学のロースクールに した。私は、 に目指すようになり、高校を卒業後、 3 その後、 弁護士になることを真剣 私立大

ロースクールでの体験

考え、未習コースを選択しました。 年四月のことでした。私は法学部出身者でし たが、ロースクールで充実した学習をしたいと 私がロースクールに入学したのは、二〇〇九

になりたいのかを考えさせられました。また、 く機会もあり、そのたびに、自分がなぜ弁護 院を修了した人や他士業の資格を持つ人もい 学部出身者が多かったことは事実ですが、理 様な人材が入学していたように感じます。 が既習コースの人数よりも圧倒的に多く、 た。彼らから法曹を志した経緯について話を聞 れば、主婦をしながら通っている人もいまし 士を目指しているのか、自分がどういう弁護士 系等の他学部出身者、社会人経験者、 私が入学した当時、未習コースの入学者数 他大学

コースクールの実情と 法曹養成

私が在籍したロースクールには、実務を体験することができる様々なプログラムがありました。無料法律相談を行うクリニックでは、実際に依頼家教員のサポートを受けながら、実際に依頼務所や企業、各種団体等で数週間の研修を受防るエクスターンシップでは、人権NGOでのけるエクスターンシップでは、人権NGOでのけるエクスターンシップでは、人権NGOでのの会議や期日を傍聴するなどしました。これの会議や期日を傍聴するなどしました。これの会議や期日を傍聴するなどしました。これの会議や期日を傍聴するなどしました。これできないものばかりでした。

3 ロースクール時代の

ロースクールに通学していたこ 不安、葛藤を抱えながら生活して 不安、葛藤を抱えながら生活して アカースクールに進学する人たち いたように思います。 いたように思います。

> 法試験の合格率の低さや就職難の問題に不安を覚えながら、日々勉強をしていました。新司 を覚えながら、日々勉強をしていました。新司 格者数はどのくらいの人数だろうか、私たちの ロースクールの合格率はどのくらいだろうか、 日本自分たちが受けることになる新司法試験 でも同数程度の合格者が見込まれるのか、自 分たちの勉強方法で新司法試験に合格するこ とができるのか、といった会話がそこかしこで とができるのか、といった会話がそこかしこで

実務等を基にして、分析や解説をしてもらった及ぶと、それまでに学習した知識や経験した

議論したりする機会もありました。

日常会話の中で、ニュースや専門分野等に話が

また、新司法試験の成績とともに、ロースクール時代の成績は就職活動にも相当程度影響しますが、私たちのロースクールは進級要件が厳しいこともあって、定期試験のプレッシャーはかなり大きかったように思います。定期試験がストレスで体調を崩してしまう人は何人もいましたし、進級することができずに司法試験の受験自体をあきらめる人もいました。

両世代の友人・知人が社会人として活躍していることへの焦りや不安を覚えることもありました。私は、大学卒業後、就職することなくそのままロースクールに進学しましたが、ロースクール在学中も、学生時代の友人・知人とお互いに近況を報告しあうことが頻繁にありました。既に社会人として活躍している同世代の友人・知人が社会人として活躍し

ったことを考えずにはいられませんでした。も新司法試験を突破することができるのかといし、収入を得るまで後何年かかるのか、そもそらを励ます一方で、自分が弁護士として活動

制度にするためにロースクールを魅力ある

4

ロースクールは、新司法試験に合格する人材を養成しつつ、多様な実務・社会経験の機動立させることは、時間制限もあり、非常に両立させることは、時間制限もあり、非常に大きのであれば、ロースクールの魅力は失われてしまうように感じられます。

新司法試験に合格するには、予備校に通うことが現実的であると考えられ、実際にダブルスクールをしている在学生も数多くいました。しかし、ロースクールにおいても、法律家としての事例分析や法解釈の能力を養成する機会を作り、結果として新司法試験に合格する人を作り、結果として新司法試験に合格する人とごまで理解しているか、どんな疑問を持っているのかを的確に吸い上げて講義に反映させることが、重要ではないかと考えます。

検証 「新時代の刑事司法」の背景と実像: 第一〇

正念場を迎えた刑事司法改革問題

實

ジャーナリスト

言われる。情勢は一気に緊迫度を増しており、 法案ではない」として、早期成立を図る方針とも

1

ついに法案が国会審議入り

「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」(以下、

2 活発化する反対運動

案への反対運動は正念場を迎えた。

法

ち 0 訟法等改正案』~なぜ冤罪被害者は、反対するの 廃案を訴える運動は着実に活発化している。 た同集会では、小池振一郎弁護士が基調報告に立 か?!」の盛況ぶりは目を見張るものがあった。 会館で開催された院内集会「問題だらけの『刑事訴 一〇集会」に続いて、四月二二日に衆議院第二議員 審議の行方は予断を許さない状況にあるもの 当初の予想を大きく上回る一二〇人超が参加し とりわけ、「密告・盗聴反対! なくせ冤罪三・ 「字句を修正しても本質は変わらない。 刑訴法案が閣議決定された三月一三日以降、 盗聴

> 向けた。 るおそれがある」と怒りの矛先をマスコミ報道に に、代理を含め一〇人以上が出席した国会議員の 調べの全面可視化が不可欠であると訴えた。さら の対象拡大、司法取引の導入、部分可視化のすべ 可視化法案ではない。刑事訴訟法の改悪への反対 スコミは、可視化法案と報道しているが、これは うち、民主党の鈴木貴子衆議院議員は、 さんは、 と改めて警鐘を鳴らした。袴田事件弁護団の小川 引の導入が新たな冤罪の温床となる可能性がある 原信郎弁護士は特別報告において、自身が担当し てを廃案にしなければならない」と主張した。 態を生々しく証言した上で、冤罪をなくすには取 秀世弁護士、西武新宿線痴漢事件の矢田部孝治 た美濃加茂市長贈収賄事件を引き合いに、司法取 可視化への反対と間違ってキャンペーンされ 警察による証拠捏造や過酷な取調べの実

こるなど、会場は活気に包まれた。「闘いはこれ から」と強く感じさせる集会であったと言えよう。 こうした傾聴すべき発言に対し、 共感の掛け声と拍手の渦が絶え間なく湧き起 参加者から

3 世論喚起を 安保関連法案と一体に

政権は、

日弁連執行部の賛成などを盾に、

. 「対決

四日付け)など憂慮を示している。しかし、

刑事司法改革案を閣議決定」(「朝日新聞」三月一

夕刊)、「取り調べ可視化わずか

捜査手法は拡大

新聞さえも、「可視化と司法取引導入

閣議決定

冤罪の懸念根強く」(「東京新聞」三月一三日付け

びており、安倍政権におもねる姿勢が目立つ大手

象拡大や司法取引の導入を盛り込むなど、重大 取調べの限定可視化と引き換えに、通信傍受の対 した。改めて説明するまでもなく、刑訴法案は 刑訴法案)が、五月一九日、ついに国会審議入り

な問題を多数抱えている。このため、多方面から 「新たな冤罪を生み出すおそれがある」と批判を浴

4

最後に

志事件で無罪が確定した元被告らが、

違法捜査に

鹿児島地裁が注目すべき判決を下した。大派法案の審議入りを目前に控えた五月

Ŧi.

起に繋げていくかという点にある。現状では、刑託法案に対する国民の関心は、総じて低いと言わざるを得ない。そのためか、マスコミも、今国会、か、野党各党が反発を強めている労働者派遣最大の争点とされる安保関連法案 (以下、関連法議 「改正」案などについては連日のように報道して、いるが、刑訴法案について取り上げることはほといるが、刑訴法案について取り上げることはほといるが、刑訴法案について取り上げることはほといるが、刑訴法案について取り上げることはほと、

市民団体による反対運動を、

いかに国民世論

0)

喚

ず変化することであろう まだ知らない する必要はない。 半数が反対していることを考えれば、 ており、 る「戦争できる国づくり」を補完する役割も担 される関連法案の議論と一体に、多くの国民が されると言われる共謀罪とともに、安倍政権によ 強行採決された秘密保護法、 >関連法案に国民が高い関心を示し、 しかし、そもそも刑訴法案は、 関連法案とは表裏一 「裏の顔」を訴えていけば、 国民世論を二分することが予想 体の関係にある。 今秋にも国会に提出 一昨年一二 前途を悲観 しかも、 情勢は必 一月に 過 そ

> を命じたのである。 を命じたのである。 な判を継続した検察の対応を違法と認定し、賠償 では、整察の捜査及び全被告が否認に転じた後も では、関係を誘導で供述を強 はいて、同場や誘導で供述を強 はいる、によいて、国・県に損害賠

け止め、 調べの全過程が録音・録画されることはなく、 っていない。捜査当局が可視化を決定しても、 のような公選法「違反」事件は可視化の対象とな 視化を推進する旨コメント なくなるのであろうか。 訴法案が成立すれば、 いう正体を改めて露呈した今回の判決を真摯に受 安倍政権は、冤罪・違法捜査の再発防止に無力と えって冤罪を生み出す可能性が高まる。さらに、 日付け)しているが、 地裁判決を受け、警察・検察幹部は、 人の立会いといった問題も放置したままであ 代用監獄」での「人質司法」や、 この意義ある判決に接し、 刑訴法案を撤回すべきである 刑訴法案では、 こうした冤罪・違法捜査は 答えは言うまでもない。 (「朝日新聞」 つ疑問がわく。 取調べへの弁護 志布志事件 今後も可 五月一六 取 刑

-青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

-弁学合同部会40年の軌跡-

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の"魂"というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法:郵便振替(手数料はご負担下さい)●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ 定価2,500円 (税込)

他の 戦争体験 後編 大阪 野仲 厚治

五 春木漁港の漁師の

を三年程度しか養えなくなるからだそうです。

るの 和の事務所のある岸和田市内に、春木漁港があります。演歌歌手の鳥羽一郎が唄う「泉州春木港」 の句碑があります。弁護士になっての第一号事件の 「シラス・イカナゴ漁」で生計を立て、一家九人の 「シラス・イカナゴ漁」で生計を立て、一家九人の 「シラス・イカナゴ漁」で生計を立て、一家九人の 「シラス・イカナゴ漁」で生計を立て、一家九人の 「シラス・イカナゴ漁」で生計を立て、一家九人の 「シラス・イカナゴ漁」で生計を立て、一家九人の 「シラス・イカナゴ漁」で生計を立て、一家九人の で書感激したことは、関西新空港の埋立による でまり漁業をやめないという考えで今日まで漁を が、春木漁港があります。 それもそのはず、岡に上が のて漁業をやめてしまうと、補償金だけでは家族

三〇年前、既に現役を引退した1さんのお父さんが未だ健在でした。このお父さんは毎年漁業のそのお父さんに紹介されて、和歌山の由良港で釣りを楽しむようになりました。和歌山市と白浜の中間にある小さな港です。ここに小さな民宿があり、事前に連絡をしておくと、お父さんの戦友のり、事前に連絡をしておくと、お父さんの戦友のり、事前に連絡をしておくと、お父さんの戦友のり、事前に連絡をしておくと、お父さんの戦友ののですが、頃合いを見て戦友の叔父さんの話がるのですが、頃合いを見て戦友の叔父さんの話がるのですが、頃合いを見て戦友の叔父さんの話があります。

に皆絶句します。ある時、七名くらいを連れての静かに語ってくれるのですが、その惨憺たる様子ア方面でのジャングルを夜間に敗退行軍する様を記憶が確かでないのですが、南方のニューギニ

度目でしょうか。 釣り紀行でしたが、その叔父さんの語る話に幾人 か落涙していました。なにしろ、食料がまったく ない、道端の草木や蛇にトカゲに蛙にと、あらゆ る物を口にしたそうです。生き延びるために。し かも夜間の行軍です。夜間に移動しないと敵の 米軍に見つかるからだそうです。たった今まで一 緒に行軍していた戦友が、何時の間にか居なくな る。助けようにも、どうにもならない。何時自 分が倒れるか分からず、倒れたら最後死が待つだけ、ほとんど全員がマラリアに罹患して死んだそうです。これが、かつての戦争末期の敗残兵の実 情で、実に言葉もありません。私の戦争体験の六 度目でしょうか。

うした策動を阻止するには、戦後七○年経った今(『日本は戦争をするのか』半田滋・岩波新書)。こ安倍は本気で戦争をするつもりなのでしょうか

いことがとても大事なことだと思います。でも、本当の戦争の実体験を語り継ぎ風化させな

昭和六一年六月、秘湯温泉を訪ねる旅行を計画しました。当時盛岡市内で開業していた同期で同じクラスのY君が準備して、花巻温泉と大沢温泉に行きました。大沢温泉は今でも完全混浴でしょうから、ご注意のほど。「わんこそば以外に盛岡らから、ご注意のほど。「わんこそば以外に盛岡の川面に映える岩手山の雄姿は今も脳裏に焼きついています。折角だからということで、市内の外れにある郷土資料館とその隣に併設してある「橋本美術館」にでも行こうと決まり、タクシーに分本美術館」にでも行こうと決まり、タクシーに分本ま術館」にでも行こうと決まり、タクシーに分本まが館」にでも行こうと決まり、タクシーに分本まが館」にでも行こうと決まり、タクシーに分本まが館」にでも行こうと決まり、タクシーに分本までは、

橋本八百二作『ニューギニア作戦』し掛かった時、私は、衝撃の絵画を目にしました。一通り見学し終えて、美術館の出口の近くに差

と題する巨大な油絵でした。

ら聞いていた、南方のジャングルでの敗残兵の姿統剣を携えて屍を乗り越えて突き進む日本兵の一統剣を携えて屍を乗り越えて突き進む日本兵の一橋本画伯は、自らの従軍体験に基づいてこの絵

の前から動けませんでした。私はまるで金縛りにあった如く、暫くの間その絵と、死を賭した戦いと、これらがダブって見えて

これが私の戦争体験の七度目です。

平成二六年六月、三二回目を数える秘湯の旅(八幡平紀行)でのついでに、なぜか、矢も盾もたまらず盛岡を訪ねました。実に二八年ぶりの再会に、はやる心でタクシーに乗ろうとしたところ、運転手さんが怪訝な顔をするのです。聞けば、「もう、その美術館はだいぶ前になくなりまは、「もう、その美術館はだいぶ前になくなりましたよ」と。これには大変にショックでしたが、駅の観光案内所に行くなどして何カ所か訪ねた末、漸く盛岡市の観光振興課に辿り着き、架電したところ、最後に橋本美術館の館長をされていたSさんを教えてくれました。Sさんはその振興課にお勤めとのこと、奇遇でした。そのSさんに聞けば、新な盛岡市の観光振興課に辿り着き、架電したところ、最後に橋本美術館の館長をされていたSさんを教えてくれました。Sさんはそのようとの

ましたら、是非ご覧ください。 年前 「岩手県立美術館」(盛岡市)に寄贈され、こに現在大切に保管されていると伺いました。つい前年に一般公開をしたところながら、常設での公開はしていないとのことなので、今度はネットで調べて行こうと思っています。もし機会があり、 言いで見るが、 これにいると同いました。 つましたら、 と非ご覧ください。

七 最後に

意のようです。 意のようです。

ま法改悪は、選挙権の年齢を一八歳に引き下げるとか、改憲手続規定(九六条)を先に改正するといった、目に見え易い手続論にばかり目が行きといった、目に見え易い手続論にばかり目が行き集団的自衛権の行使は、たとえば中東ホルムズ集団的自衛権の行使は、たとえば中東ホルムズが映における機雷除去への自衛隊の参加は目前であいった。 憲法改悪は、選挙権の年齢を一八歳に引き下げ

去作戦への参加は、

もはや戦闘参加

への突入その

原油タンカーの安全航行確保を口実とした機雷除

改憲の実態をなし崩し的に行って行く。

我が国の

お知らせ

- ○安保法制(戦争法案)の廃案を求める法律家6団体の共同 アピールを発表しました(アピール文は、ホームページに 掲載しています)。
- ○当部会も参加している「原発と人権」ネットワーク総会企 画にぜひご参加下さい。

日時:7月8日(水)18時~

摘しています。後は世論だと思います。このよう 代の自民党重鎮らも口を揃えて法案の問題性を指

な憲法違反の法律がまかり通るようなことを許

てよいはずがありません。

か、

先人の方々のリレー体験記を願うものです。

頂いた本部広報委員会に感謝の意を表します。

最後に、こうした個人的な随想の連載を快諾して

会場:第二東京弁護士会1003BCD会議室 講演:「原発を巡る現在の状況と課題

~被害の完全回復と原発のない社会を目指して~_

講師:山川剛史さん(東京新聞原発取材班キャップ) 問い合わせ: TEL 03-3736-1141(海部)まで

述べている上に、最近では引退したとは言え、

歴

だと思います。 を守り抜くのは、 の一点で市民が手をつなぎ、一丸となって平和憲法

が、 閣議決定が最優先するかのような発言です。 とだ」などと述べて、自公だけでごり押し通した い考えの持主です。違憲かどうかを判断するのは は政治家だ」と声高に発言しました。とんでもな ら到底認められない法案だということは明らかで 自民党が招いた学者ですら違憲だという訳ですか 学者三人が全員、「憲法違反だ」と明言しました。 大幅延長しても押し通そうとしています。 に苛立って「去年の七月に十分議論を煮詰めたこ ありません。また、公明党の北側副代表も、 最高裁であって、その時々の政治家でも政府でも 現在国会で審議中の問題法案ですが、 これに苛立った高村副総裁は、 歴代内閣法制局長官も皆認められないことを 先の国会審議で、参考人として呼ばれた憲法 一判断するの 会期を ところ

様々な運動を堀り起こすなどして、憲法改悪阻止

私ども憲法改悪を許さない立場の者たちも、

もうそこまで迫っています。

○一五年四月二四日一○三七号九頁・中島岳志)。 ものとなるとの指摘があります(「週刊金曜日」」

後世の国民に対する私達の責務

パンフレット 「ちょっと待って、安倍さん!

Q&A」(改訂版)をご活用下さい 集団的自衛権を考えよう

ださい。 ファクスあるいはメール添付でお申し込みく と幸いです。ぜひ憲法破壊の流れを断ち切る 講演する際の資料として活用していただける もアップされておりますので、お手数ですが、 大きな運動を作り上げていきましょう。 プリントアウトして必要事項を記載のうえ、 大幅に改定いたしました。会員のみなさまが 一今後の立法措置」の部分を、 申込用紙は弁学合同部会のホームページに 憲法委員会では、標記パンフレットにある 情勢に合わせて



B5変形 16頁 頒価 1部100円

でア・ベース・フェスにご参加ください

沖縄の声を、日本中の声に



沖

ぐっては、新基地建設が唯一の解決策とす 縄県名護市辺野古の米軍新基地建設をめ

地建設反対派が勝利し、揺るぎのないものとなっ 知事選、そして総選挙の小選挙区でいずれも新基 ています。沖縄の民意は、 知事が訪米して直接県民の声を届ける事態に至っ 万五〇〇〇人が集まり反対の意思を示し、 る安倍政権に対し、五月一七日には県民集会に三 昨年の名護市長選、 翁長県 県

行が、

次の三点において、根本的に誤っているもの

と考えます。

第一に、 県民

沖 明

ています。

確な民意に

縄

0

でなにか連帯する動きを作れないかと考えました。 この沖縄の状況に接し、若手弁護士として、東京 題して、ノーモア・ベース・フェス。コンセプト よく指摘されるように、国土の○・六%しかな 沖縄の声を、日本中の声に。

ます。新たな基地の危険と負担を、新たに沖縄に

在日米軍基地の七四%が集約されてい

にも、新基地建設など必要ありません 押し付けることは許されない、いや、 私たちは、いま進められている新基地建設の強 日本のどこ

野古への基地建設は、 が生息し、サンゴ礁が広がる豊かな自然を汚染 破壊するものです。 絶滅危惧種であるジュゴン

拓

沖縄に新基地を建設する必要性があり

貸さずに進め る暴挙です。 主主義に反す 対意見に耳を 反し、まさに るもので、民 「粛々と」、反 第二に、 辺 No More

Base Fes. 2015.7.11 (Sat. 15.00~17.00 Appeal walk & Campaigr Shinjuku 🚓 Twitter: @NO_MORE_BASE acebook : NO MORE BASE FES

時:2015年7月11日(土) 日 午後3時~5時

所:新宿(柏木公園に集合)

連絡先:nomorebasefes@gmail.com (竹村和也弁護士:東京南部法律事務所)

Twitter: @NO MORE BASE

Facebook: NO MORE BASE FES

米中間の対峙が想定しがたく、 るための部隊です。また、

経済的・軍事的に

みてあまりにも空想的です。

日本防衛の部隊ですらなく積極的に戦争を仕掛け

対中国の抑

、止力論は、

ません。

普天間基地に配備されている海兵隊は

青法協弁学合同部会ホームページでは カテゴリー別に相互リンクを受け付けています

- ① 青年法律家協会関連(各支部・地域など)
- ② 法律家団体関連 (青法協と友好関係にあったり、 会員が参加している法律家団体。青法協の目 的、趣旨に反しない限りリンクをいたします)
- ③ 会員 (事務所) のホームページ
- ④ その他 分類できないもの

会員の多様な活動を支える広報手段の一環として ご活用下さい。

申し込みは、本部事務局までご連絡下さい。

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局 までご連絡ください。

【憲法委員会】

7月 8日 (水) 10時半~12時 青法協本部

【修習生委員会】

7月28日(火)15時~17時 (全国スカイプ会議は15時~15時半)

【広報委員会】

度改変動向を見るとまんざら杞憂とも言え

高野真人

7月24日(金)18時~20時

模を拡大し機能も強化する辺野古の新基地 点で、 頭宣伝)を行います。 (古典的に言えばデモ) とキャンペーン (同じく街 沖縄だけにとどまらせてはならない、 行動を呼びかけることとしました。

地建設反対の一点で、広くご参加いただくことを 務局もご家族やご友人のみなさんも、 若手弁護士に限らず、老若男女、 弁護士も事 辺野古新基

共同して海外で武力行使を行うための出撃基地と

あり、

戦争法制の推進とあいまって、

日米が今後

建設は、沖縄の米軍基地の固定化と強化で

規

するものです。基地は要らないという沖縄の 具体的には、前ページの通りアピールウォーク 声

のだろうが、首相官 問題は認識されていた している。今まででも 飛行機器が物議をかも ド _U ーンなる 無

来がやってくるのか、 いよいよ、SFが呈示していた重苦しい未 暗殺用に使わないだけ増しではあろうが、 される。まあ、ミサイルや機銃を装備して 常生活が監視されるという状況がよく設定 のだというしかない。▼SF小説では、 されたのでは、不気味な世の中になったも 位に他人の領域の撮影に使われるようにな 使われているのであろうが、これが興味本 はさておき、通常は、 という権力の牙城が襲撃されると、あわて のではないかという感じはするのだが、 メラで自分の日常生活が映し出されている ったのでは、気持ちが悪いとしか言えない。 て対応策が議論されるわけである。 現在、 予測し難い場所まで侵入されて撮影 街角の監視カメラやコンビニのカ 空中からの撮影用に 昨今の諸方面の法制 マそれ z Н